

# 考えよう 行動しよう 労働組合の役割と運動

関西勤労者教育協会 榎野理啓

## 1 クイズ 労働組合とは何か

- 1 労働者ってどういうこと？  
働いている人 雇われて働いている人 肉体労働している人
- 2 雇うものと雇われるものとの関係は？  
対等・平等 資本家が圧倒的に有利 労働者もけっこう有利
- 3 労働者が労働組合をつくる法的な根拠は？  
結社の自由 団結権 法的な根拠はない
- 4 労働組合をつくったらどこかに届け出る？  
労働基準監督署 地方労働委員会 届け出る必要はない
- 5 労働組合として認められないのは？  
使用者側の人間の加入 使用者からの経費援助 政治活動だけを行う
- 6 労働者が会社に意見や希望を言うには？  
上司に頼む 社長に直談判する 労働組合として交渉する
- 7 労働組合が会社に話し合いを申し入れたら？  
会社が断ることもある 対等に話し合う 組合の言い分がすべて通る
- 8 職場に組合事務所があったり勤務時間中に組合活動したりするのは？  
組合のゴリ押し 既得権の行使 労働組合法で認められている
- 9 もし労働組合がなかったら？  
まともに生きていけない 困るときがある すぐにどうってことはない

## 2 なぜ労働組合をつくるのか

労働組合はパブから生まれた — 資本家と労働者との関係はけっして公平ではありえない。低賃金、長時間労働、無権利状態 → 盗む・壊す・殴るからストライキへ。産業革命の発展によって多数の労働者が同じ屋根の下に集められ、毎日いっしょに働くようになった。同じ労働者としての親近感や仲間意識、切実な要求…／共通の利害を基礎に、仲間どうしの競争を制限し、要求にもとづいて団結して資本家階級とたたかう、それが労働組合 《労働組合のたたかいは労働条件の改善を求めて始まった》

100年前なら労働組合は犯罪だった — 世界で最初に労働組合がつくられたのは18世紀末のイギリスだった。資本家とその政府はただちにこれを弾圧した。1799年団結禁止法 → 1824年結社の自由 → 1875年刑事免責 → 1906年民事免責…／日本では、1950年代全国統一闘争、60年代安保闘争、70年代国民春闘の前進、革新自治体の実現、1989年全労連結成…／賃金底上げ、公契約運動、社会保障、震災復興、原発、教育、平和、憲法… 《社会を根本から変えていくための労働組合の役割はいっそう重要》

## 3 労働組合の何がすごいのか

労働者は労働組合をつくることができる — 団結権とは、たんなる「結社の自由」ではない。使用者や政府は労働組合の存在を尊重しなければならない → 職場活動の自由（職場集会、教育宣伝活動、職場点検活動、組合役員の専従承認、勤務時間内の一定の組合活動、組合事務所の提供）、団体交渉権、団体行動権（刑事免責・民事免責）／なぜ労働組合にだけこうした特別な権利が認められるのか？ 《労働組合は、組合員の狭い利益だけでなく、すべての労働者・国民の利益を代表してたたかうもの》

おかしいことをおかしいという、みんなの思いを要求へと高める — 労働組合があっても、賃金は下がる、仕事はきつくなる、権利は後退させられる。しかし、労働組合なしに前進はない！ 労働組合がなくても、すぐにどうということはない。それは労働組合があるから！ 人間らしく働きたい、仕事もくらしもまもりたい、こうした率直な思いを実現していく。みんなが人間らしく生きていけるよう社会に働きかける。人間がその人間らしさを発揮する。そこに、労働組合のほんとうのすごさがある！